

松戸市放射能対策協議会 会議記録

- 1 日 時 平成24年10月9日(火) 午後1時30分開議
- 2 場 所 第二委員会室
- 3 出席委員
- | | |
|-------|---------|
| 議 長 | 田 居 照 康 |
| 副 議 長 | 山 沢 誠 |
| 議 員 | 渡 辺 美喜子 |
| 議 員 | 末 松 裕 人 |
| 議 員 | 杉 山 由 祥 |
| 議 員 | 宇津野 史 行 |
| 議 員 | 鈴 木 大 介 |
| 議 員 | 山 中 啓 之 |
| 議 員 | 二階堂 剛 |
- 4 出席理事者 別紙のとおり
- 5 出席事務局職員
- | | |
|-------------------|---------|
| 事 務 局 長 | 小 倉 智 |
| 庶 務 課 長 | 戸 室 文 男 |
| 議 事 調 査 課 長 | 染 谷 稔 |
| 議 事 調 査 課 長 補 佐 | 大 谷 昇 |
| 議 事 調 査 課 長 補 佐 | 内 海 淳 |
| 議 事 調 査 課 長 補 佐 | 鈴 木 章 雄 |
| 議 事 調 査 課 主 査 | 窪 川 栄 一 |
| 議 事 調 査 課 主 任 主 事 | 太 田 敏 弘 |
- 6 会議に付した事件
- (1) 平成23年度放射能対策のまとめ
 - (2) 平成24年度放射能対策の事業計画及び進捗状況
 - (3) 松戸市放射能対策協議会健康管理対策会議について
 - (4) その他
- 7 会議の経過及び概要
- | | |
|---------|-------|
| 議長開議宣告 | |
| 議 事 | |
| 傍 聴 議 員 | 中田京議員 |
| 傍 聴 | 1名 |

田居照康議長

議題に入る前に委員の変更がありますので報告いたします。今後、松政クラブからは杉山幹事長が出席することとなりました。よろしく願いをいたします。

- (1) 平成23年度放射能対策のまとめ
- (2) 平成24年度放射能対策の事業計画及び進捗状況
- (3) 松戸市放射能対策協議会健康管理対策会議について

(1)、(2)、(3)は一括議題

田居照康議長

それでは、一括して執行部より説明をお願いいたします。

放射能対策課長

まず、資料1-1により、平成23年度放射能対策のまとめについて御説明いたします。

1といたしまして、平成23年度は、大きな動きといたしましては、まず、放射性物質汚染対処特別措置法の施行が平成24年1月にありました。その後、法律に基づきまして、松戸市は、松戸市除染実施計画を平成24年3月に策定しております。

2といたしまして、各対策事業の概要でございます。平成23年度事業総額は、5億2,262万1,435円でございます。

各対策の実施内容といたしましては、まず食品対策、①といたしまして、農作物の放射性物質検査などの実施、②といたしまして、保育所・小学校・中学校給食の放射性物質検査の実施、これは、平成23年9月から開始しております。その後、給食のまるごと放射性物質検査（ミキシング検査）を平成24年2月から実施しております。この食品対策につきましては、食品検査用の機器の購入、そのほか委託での購入費用などとなっております。

(2)といたしまして、環境放射線低減対策3億2,597万2,389円でございます。金額の内訳といたしましては、括弧内記載のとおりです。主な実施内容ですが、まず、①といたしまして、市立保育所、空間放射線測定機器を購入いたしまして、職員により所定の空間放射線量の測定を開始しております。その後、今年の夏より、高さ50センチで毎時0.23マイクロシーベルトを超える箇所について、砂場の砂の入れ替えや表土除去の部分的な除染などを行っております。

次に、民間保育所につきましては、民間保育所が独自で先行除染を行った費用に対して補助金を交付しております。民間保育園29園のうち3園を先行いたしまして、市のほうで3園につきましては砂場の砂の入れ替えや表土除去の除染等を実施しております。

③幼稚園につきましては、幼稚園が独自で先行して行った除染費用に対し、補助金を交付しております。

④市立小学校、中学校、高校でございますが、こちらにつきましても、市立保育所と同様に、空間放射線測定器などを購入いたしまして、測定の実施、それから、小学校は高さ50センチ、中学、高校は100センチにおいて、天地返しや砂場の砂の入

れ替えなどを実施しております。そのほかプール水の水質測定などを実施しております。

⑤といたしまして、公園、子どもの遊び場につきましては、やはり関係部署に空間放射線測定器を購入いたしまして、高さ50センチで表土除去等の除染を実施、それから、5センチで砂場の砂の入れ替えなどを実施しております。

⑥21世紀の森と広場につきましても空間放射線量の測定、2ページに移りまして、そのほか高さ50センチにおいて0.23マイクロシーベルトを超える箇所の一部につきまして、芝生の深刈りやコンクリート平板舗装部の高圧洗浄の実施などを行っております。

⑦スポーツ施設でございますが、空間放射線量の測定を行い、表土除去等を実施、プール水の水質測定などを実施しております。

学校周囲の側溝でございますが、学校周囲の側溝清掃を行っております。

その他といたしまして、測定器貸出や私有地測定などを平成23年12月より実施しております。

(3) 焼却灰対策でございます。1億3,723万9,612円でございます。

主な事業内容といたしましては、剪定枝等を別車両で分別収集して日暮クリーンセンターに仮保管、そのほか③といたしまして、8,000ベクレルを超える焼却灰、指定廃棄物の仮保管、焼却施設従事職員の健康診断、そのほか焼却灰返送にかかわる費用や焼却灰モニタリングなどを実施しております。

(4) 健康管理対策34万4,165円、専門家による放射能に関する講演会を4回開催しております。

そのほか4,721万1,619円でございますが、こちらは、放射能対応に要した人件費でございます。

続きまして、資料1-2により、平成24年度放射能対策事業について御説明いたします。

まず、主な内容といたしまして、平成24年6月に松戸市放射能対策総合計画を策定しております。

2番、事業計画でございます。予算総額32億2,411万4,000円。

予定の事業内容でございますが、(1) 食品対策についてですが、こちらは総額で2,220万7,000円ですが、当初予算、9月補正は括弧内記載のとおりです。事業といたしましては、農作物の放射性物質検査の実施、保育所、小・中学校の放射性物質検査の実施、新たな事業といたしまして、流通食料品、飲料水の放射性物質検査を実施。

(2) 環境放射線低減対策です。予算総額28億9,070万4,000円、これは、全て当初予算でございます。事業内容といたしましては、まず、子ども関係施設のうち保育所及び教育施設につきましては、平成24年9月初旬までに活動空間における除染作業をおおむね終了しております。一部私立の高校でまだ終了していないところがございますが、おおむね終了です。①以外の子ども関係施設、公園、子どもの遊び

場などですが、そちらについては、進捗中でございます。すみません。訂正をお願いします。次が③でございます。民有地の測定除染を開始しております。詳細内容につきましては、この後、事業区分ごとに説明させていただきます。

(3) 焼却灰対策でございます。3億526万1,000円でございます。当初予算、補正予算はそれぞれ記載のとおりです。内容といたしましては、剪定枝の収集、運搬、保管、焼却飛灰の保管などでございます。

(4) 健康管理対策でございます。367万6,000円、補正予算、当初予算はそれぞれ記載のとおりです。内容としましては、問診の充実、講演会の開催、放射能健康相談の実施、ホールボディカウンター測定費用の一部助成などでございます。

その他226万6,000円でございますが、こちらは、放射能対策課の運営費、教育施設などの水質検査、プール水の水質検査等でございます。

続きまして、資料2-1により、平成23年度、24年度、放射能対策経費でございます。

1番といたしまして、平成23・24年度の放射能対策経費の総括でございます。これまでに資料1により説明した内容を一つの表でまとめております。平成23年度につきましては決算額、平成24年度につきましては予算額でございますので、ちょっとこの辺、物差しがまだ合っていない状況でございます。御参考までにとということをお願いいたします。

平成23年度の決算額につきましては、5億2,262万1,435円でございます。平成24年度につきましては、当初予算、9月補正予算、合計いたしまして、32億2,411万4,000円でございます。23年度と24年度を合計いたしまして、37億4,575万3,435円でございます。こちら、23年度から24年度までにかけてにつきましては、37億円のうち32億円が除染関係ということで、約86%が除染関係経費であるということでございます。

2番といたしまして、次に、平成23年度、24年度の放射能対策経費の財源内訳でございます。

まず、平成23年度でございます。まず食品対策でございますが、1,185万3,650円のうち国補助等が1,161万6,811円、この国補助等というのは、ベクレルモニターなどでございます。それ以外の費用につきましては、東電請求で23万6,839円ということでございます。

それで、ちょっと一番下の米印の御説明を先にさせていただきます。この表でございますが、国補助等につきましては、特別措置法の補助、モニタリングの補助、指定廃棄物の委託金、その他補助、震災復興特別交付税、寄附金の合算額でございます。トータル額をこの国補助等ということで記載させていただいております。

2番、環境放射線低減対策でございます。3億2,597万2,389円のうち国補助等が2億6,684万1,047円でございますが、これは、特別措置法の補助が約2億1,000万円、それ以外、震災復興等の補助でございます。焼却灰対策でございますが、1億3,723万9,612円のうち、国補助等が1,795万4,285円。967万

5,222円、こちらは、東京電力の下水道事業に係る協議済みの額でございます。健康管理対策につきましては、全額補助対象外なので、一般財源、東電請求でございます。その他ですが、こちらは人件費でございます。

一番右側、一般財源（東電請求）のところでございますが、まず、食品対策23万6,839円、こちらはまだバツ印。すみません、バツ印のついております項目につきましては、まだ東電のほうで基準ができていない、いわば一般財源、東電からは入らない金額でございます。今説明いたしました、既に下水道事業につきましては、東電のほうで基準ができておまして、支払い制度ができております。そのほか今年に入りまして、9月から廃棄物処理事業、それから、し尿処理事業が新たに基準項目として加わりまして、こちらが丸をつけてある項目、側溝汚泥約5,200万円、廃棄物処理事業約1億900万円、合計いたしますと、約1億6,000万円になるわけですが、こちらが新たな基準で追加となった項目、金額でございます。ですから、今回、この一般財源の一番下、2億1,653万4,070円、こちらが今年6月28日に東電に請求した全額でございますが、そのうち約1億6,000万円が東京電力の基準、制度による請求可能項目となっております。

続きまして、平成24年度でございますが、こちらは予算額、それから、内訳につきましては、これは見込み額でございます。まず、総予算額は32億2,411万4,000円。内訳でございますが、まず国補助等、環境放射線低減対策の17億1,066万3,000円でございますが、これは予算要求当時、今年の1月であったわけなんです。この時点で航空機モニタリングの結果から特別措置法の補助が約6割と見込まれておりました。ということで、28億9,000万円のうちの約6割で17億1,000万円、こちらを国補助等ということで予算を見込んでおります。続きまして、東電補償、こちらは焼却灰等の対策ですが、今回、くくりといたしましては、この3億526万1,000円、これには、東電の下水道事業に加えまして廃棄物処理事業、し尿処理事業、こちらを加えております。ですから、予算、これはあくまでも特に特措法の部分につきましては約9割、除染実施区域として認められたわけですが、国の補助基準が今かなり厳しくなっておりまして、制約がされておりまして、特に民地除染につきましては、どれだけ入ってくるかわからない状況もあります。ですから、入ってくる金額が大きければ、この国補助等の金額が大きくなりまして一般財源が減るわけですが、認められない額が多くなれば逆の計算になるということで、あくまでも見込み額でございますが、17億円と3億円で約20億円、32億円のうち約20億円、歳入が見込まれるという現状の見込み額でございます。

続きまして、2-1の2ページをお願いいたします。

2ページは、まだ途中検証の段階ではございますが、参考といたしまして、費用対効果の一例を載せさせていただきました。市立学校の例でございますが、市立学校につきましては、これまでに総額7億2,398万3,015円を要しております。これを1校平均にいたしますと、1,049万2,507円でございます。

除染の効果でございますが、まず、校庭につきましては除染前の平均値が0.263

マイクロシーベルトであったのに対し、除染後の平均値は0.134マイクロシーベルト、マイナス0.129マイクロシーベルトの低減が見られました。その他の部分、校庭以外の部分ですが、こちらにつきましては、除染前の平均値が0.310マイクロシーベルトであったのに対し、除染後の平均値は0.152マイクロシーベルトということで、平均でマイナス0.158マイクロシーベルトの低減が見られました。

平成23年度、24年度の進捗状況のまとめ、予算、財源のまとめ等につきましては、御説明は以上とさせていただきます。

続きまして、各低減対策会議より個別事業についての御説明に入らせていただきます。

農政課長

食品の安全現況報告、農産物等の放射性物質の測定状況につきまして御説明をいたします。

資料が2-2となります。

説明に入らせていただきます前に、訂正のほうをお願いいたします。

上の表の下段になりますけれども、「流通食品等」の行の「検査開始日」の記載があるかと思いますが、24年9月2日と入っておりますが、24年9月3日でございますので、訂正のほうをお願いしたいと思います。2日、日曜日になりますので。申しわけございません。

それでは、説明のほうに入らせていただきます。

上段、農産物等の放射性物質測定計画に基づきます検査、これは、県の検査を補完するために今年度から市独自の測定計画を立案いたしまして、実施している計画でございます。9月末現在で82件、検査をいたしました。中段、農家持ち込みにつきましては、昨年度、10月11日から実施をしております、平成23年度につきましては233件、今年度9月末現在169件、検査をいたしました。なお、基準超えの9検体、1品目につきましてはタケノコでございます。それから、下段、流通食品等の検査につきましては、担当のほうは消費生活課になっております。消費生活課のほうでやっております。検査対象といたしましては、市販流通食品及び飲料水、井戸水を含むものが検査の対象となっております。検査体制としましては月曜日から金曜日までの週5日、検査の受け付けは、朝8時半から9時半まで消費生活課のほうで行っております。9月末現在、48件の検査が終了いたしました。この内訳としまして、井戸水が44件、それから牛乳が1件、それから、ヨーグルト等一般食品ですか、これが3件となっております。それからまた、9月末現在、106件が受け付け済みで検査待ちという、このような状況になっております。この内訳ですけれども、井戸水が85件となっております、井戸水の検査のニーズというのが大変高いということがよくわかるかと思えます。なお、その他の品目といたしましては、米、それから緑茶、麦茶、ヨーグルト、こういったものが検査の対象となっております。検査結果につきましては、随時ホームページ等で公表しております。

放射能対策課長

続きまして、資料2-3により低減対策の報告をさせていただきます。

まず、1といたしまして、ここ「平成24年」となっておりますが、これは「23年」に訂正をお願いいたします。2の(1)も同様に、「24年」を「23年」に訂正をお願いいたします。申しわけありませんでした。

まず、平成23年12月5日より、測定器貸出の受け付けを開始しております。受付件数ですが、初日1,015件、その後、2日目は436件、3日目は164件と推移いたしまして、12月は合計で2,231件でございました。その後、1月は765件、2月は401件と減少いたしまして、今年4月から9月までは、132件から217件の範囲内で推移しております。9月末現在は、合計で4,931件の受け付けとなっております。

続きまして、私有地測定でございます。受付開始日、同じく23年12月5日です。受付件数は、初日65件でした。2日目28件、3日目4件ということで、12月の合計が140件、その後、1月53件、2月27件と減っていきまして、今年4月から、すみません。「8月」じゃなく、「7月」でお願いします。私有地測定の下から3行目です。24年4月～7月の合計が7件～12件でございます。24年7月末現在で合計276件。私有地測定の受け付けは、件数もかなり低下いたしまして、7月の末から民有地測定、住宅の測定の受け付けを開始したということで、私有地測定につきましては、7月31日をもって終了となっております。

続きまして、除染の状況でございます。

まず、(1)教育施設、保育施設等につきましては、保育所、幼稚園、市立小学校、市立中学校、市立高校につきましては、子供たちの活動空間についての除染が全て終了しております。⑥の私立の学校ですが、こちらは、1校は終わったんですが、1校が学校側の希望もあって、冬、寒い時期に入ってから人工芝の除染を開始してくれという要望が最近ありまして、こちらにつきましては平成25年1月末、これ専大松戸中高ですが、終了を予定しております。

2ページでございますが、(2)その他の施設ということで、公園は350施設中329施設、94%終了しております。その他の施設につきましては、記載のとおりです。

(3)民有地の除染でございますが、7月29日の広報まつど特集号でお知らせをいたしまして、30日から受け付けを開始しております。これまでに、10月4日までの合計受付件数が1万2,041件となっております。測定は、8月9日から開始しております。途中経過でございますが、9月14日現在までの集計値でございますが、測定件数829件のうち除染対象件数、これは1か所でも0.23マイクロシーベルト以上があった場所の件数ですが、こちらは297件、35.8%でございました。敷地内の数か所を測っての平均での0.23マイクロシーベルト以上の件数につきましては23件ということで、2.8%でございました。除染につきましては、先週の火曜日、10月2日から開始しております。

これまでの市民へのお知らせ内容でございますが、まず、7月29日に広報まつど特集号を18万2,000部発行しております。そのほかホームページ、ツイッター、子育てメールなどでの配信、追加のお知らせといたしまして、ポスターの配布、町会の回覧、保育園、学校、幼稚園などに保護者を通しての通知文の配布などを行っております。そのほかに、10月の中旬よりエレベーター前や受付前のモニター画面でも案内をしていく予定でございます。当初、受付期間は9月30日まででしたが、より多くの申し込みをしていただき、最大限に空間放射線量の低減化を図るため、受付期間を11月30日まで延長しております。

環境計画課長

焼却灰等対策会議より、資料2-4に基づきまして、3点御説明させていただきます。

まず、1点目でございます。放射能汚染の焼却灰及び剪定枝の状況でございます。1の焼却灰の状況でございますが、(1)クリーンセンターの焼却量、こちらにつきましては、平成24年度9月末までの焼却量は2万365.61トン、年間焼却計画に基づいて計画的に焼却してございます。次に、(2)放射性物質濃度測定結果でございます。最高濃度につきましては、昨年7月4日に記録しました主灰が2,290ベクレル、飛灰が4万7,400ベクレルでございました。最新の数字、これは、10月2日の結果ですけれども、主灰が1,041ベクレル、飛灰が1万3,140ベクレルとなっております。次に、(3)灰の発生量でございます。飛灰につきましては全量8,000ベクレルを超えているため、クリーンセンター内に保管してございますが、その保管量につきましては、9月末現在、506.36トンに達してございます。3月末が259.10トンでしたので、今年度の発生量といたしましては、247.26トンということになります。主灰につきましては4,000ベクレルを超えていることから、全量、最終処分場に搬出してございます。この搬出先につきましては、(4)に記載のとおり、4か所合わせて2,918.29トン、これは今年度の分です。2,918.29トン搬出してございます。

次に、剪定枝でございます。(1)に記載のとおり、9月末現在の保管量は644.81トンでございます。23年度末の保管量が1,263.89トンでしたので、今年度半年間で619.08トンは処理した、減少したということになります。なお、これから落ち葉等の発生する時期に向かいますけれども、現在残っているこの644.81トンにつきましては、今年度末にはゼロになると見込んでございます。

焼却灰の状況については、以上でございます。

次のページをお願いします。

次が東京電力に対する賠償請求でございます。去る8月末に東京電力のほうから廃棄物処理及びし尿処理に関する賠償基準が示されました。内容につきましては、こちらに記載のとおりですけれども、いずれについても、放射線の測定費用、あと汚染焼却灰等の保管・処分に係る追加費用、これらが賠償の対象となっております。これに

従いまして、平成23年度の経費のうち対象となる経費を集計しました結果がその下の枠に囲ってある金額となります。この金額につきましては、廃棄物処理事業分、左側になりますが、廃棄物処理事業分が1億6,186万5,352円、し尿処理分24万7,800円、合計で1億6,211万3,152円でございます。この請求につきましては、10月3日に東京電力に請求いたしました。この支払いの見通しでございますけれども、請求についての審査が行われ、その結果に基づいて支払われるということになり、その時期ですけれども、一応年度内と見込んでございます。なお、この金額全額認められれば、23年度の東京電力への請求額が2億1,653万4,070円でございますので、約75%が回収できるということになり、残額が5,442万918円ということになります。

東電の賠償につきましては、以上でございます。

次に、手賀沼流域下水道終末処理場に設置されます一時保管施設の状況でございます。千葉県知事が6月18日に建設を表明してから、建設地の所在地であります我孫子市、印西市から強く反発が出ていた。反対されているということは御存知かと思いますが、このたび9月21日に千葉県がこの工事に着工するということを公表いたしました。その内容がこちらの記載の文書でございます。工事の種類につきましては記載にあります3種類、工期につきましては9月21日から11月30日、搬入開始が10月の末、これは、仮設倉庫ができ次第、搬入を開始するということでございます。また、保管量全量として2,500トンということでございます。今後、搬入に関する県との協議が行われる予定でございますので、この中で本市の要望を伝えてまいる所存でございます。

保健福祉課長

保健福祉課のほうから、放射能健康管理対策の状況につきまして、4点御説明させていただきます。

まず一つ目、幼児健康診査におけます問診の充実でございますが、6月19日の3歳児健診から、問診表を用いまして、保健師、栄養士が放射能にかかわる健康不安や育児不安につきまして聞き取りを行い、情報の提供や助言を行っているところでございます。幼児健康診査は、御案内のとおり、1歳6か月健診と3歳児健診でございます。年間、予定でございますが、1歳6か月健診は85会場で、3歳児健診は54会場で行うものでございます。

問診の状況でございますが、9月19日現在で御報告させていただきます。表にも記載してありますとおり、1歳6か月健診を14回、これまで993人の方の問診を行ってまいりました。3歳児健診では、15回、934人の方の問診を行っております。内容でございますが、放射線による影響について心配があるか、その心配事ほどのようなものか、日常生活に影響しているか等の聞き取りをしておりまして、何らかで放射線の影響を心配している方は8割を超えております。その主なものは、健康、食品、外遊びとなっております。また、専門的な見地の助言を受けたほうがいい場合は、放

放射線の健康相談、これは後ほど説明いたしますが、医師による健康相談の案内をしております、これまでに116名の方に専門家の相談を御案内しております、3名の方が申し込みをされている状況でございます。これまで行ってきまして、放射能について不安に思っている方が8割を超えているということ、しかし、不安はあっても、自分なりに情報を得て判断して生活できているということが多いということも問診の中でわかってまいりました。これは、松戸市が除染対策が行われてきた、これまで行ってきたことや食品検査など放射能対策が進んできているのではないかと受け止めているところでございます。

二つ目といたしまして、放射能講演会でございます。去年は、放射能を理解するための基礎知識、これを普及する目的で4回実施してまいりました。本年度は、健康面、特に内部被ばくについて理解を深めることを目的に、さまざまな側面から健康面にアプローチをしてまいりたいと考えております。この10月11日（木曜日）でございますが、午後2時から中央保健福祉センターで、東京大学医科学研究所の坪倉正治氏にお願いをしております。坪倉氏は、南相馬市立総合病院でホールボディーカウンター検査を行っております、6月に市民と議員の方で本市中央保健福祉センターでお招きをして講演をしているところでございます。市といたしまして、もう一度この先生にお話を伺い、現実性のある話として、放射能の体における影響について考えるものにできないかということで企画をいたしました。さらに、今後の予定でございますが、福島原発事故に際し、専門性を生かした現状分析と情報発信を行い、大きな注目を集めている方で、文部科学省に食品まるごとセシウム検査の進言やホールボディーカウンターの正しい運用や計測についてアドバイスを行っております東京大学の早野龍五氏を今招聘したいと考えているところでございます。講師の方と今日程、会場の調整を行っているところでございます。

次に、3番目、放射能健康相談でございます。御案内のとおり、市立病院の放射線科の医師による個別相談を6月27日から行っております。この事業でございますが、9月議会で補正予算をいただいたところでございますが、この6月27日からという開始につきましては、先ほどの総合計画が6月からという策定のもので、策定後速やかに先生とこういう相談事業を行いたいということで行いましたものですので、9月補正になったということでございます。御理解をいただきたいと存じます。

相談日がちょっと記載されておりませんが、毎月第2・第3・第4水曜日の午後2時30分から4時30分まで、相談時間は1回30分、1日に4人までの相談を行うことができます。相談場所でございますが、3か所ございます保健福祉センターで順番に行っております。6月27日から9月26日までで10回行っております。相談者は25名でございます、主な相談内容は、食品や水の安全性、ふだんの生活でどのようなことに気をつければよいか、外遊びはどうか、将来、体の影響はなど、さまざまな内容の質問を受けております。先生は、被ばくしたことは事実である、将来の健康のことはわからないというのもまた事実、保護者の不安を否定せず、受け止めて、放射能の基本的な説明や研究データから言えることを説明しております。その上で、

本市の状況では、健康に問題が出るということは限りなく少ないのではないかと思われるというような話をされております。

最後に、4番目、ホールボディーカウンター測定費用の一部助成でございます。この対策は、放射能対策総合計画の策定時に検査についての要望や意見がございました。これを踏まえまして、市放射能対策協議会では、計画の中に新たな取り組みといたしまして、内部被ばくを調べる検査への助成につつまして検討する、こういうことを盛り込みました。健康管理対策会議では直ちに検討を行いまして、市放射能協議会を経て9月補正に計上したという経緯がございます。このホールボディーカウンター測定は放射線量をはかれる唯一の検査である、そういうことございまして、この検査、測定することで、内部被ばく線量を可視化し、現状を知ることができるということから、市ではこの測定に係ります経費の一部を助成いたし、健康への影響を心配する市民の不安軽減を図るものでございます。助成対象者は、妊婦、高校生相当年齢にある方で、10月1日から検査を受けた分から年度内、お1人1回5,000円を上限として助成いたすところでございます。検査機関の指定はございません。

環境計画課長

先ほど資料2-4の中で、クリーンセンターの焼却灰の処分状況についてですが、主灰につつまして、4,000ベクレルを下回っていると言うところを上回っていると言い間違えてしまったようですので、申しわけありません。訂正をさせていただきます。

放射能対策課長

続きまして、資料3-1により、松戸市放射能対策協議会における健康管理対策会議の組織体制について御説明いたします。

松戸市議会放射能対策協議会から、資料3-2のとおり、平成24年7月31日に意見書が提出されました。意見書の1についてでございますが、3行目から、「健康管理対策会議の組織体制に、子どもと直接かかわりのある教育委員会、保育課、子育て支援課の加入を検討されたい」ということについてでございます。まず、放射能対策協議会、それから、放射能対策協議会の事務局会議、庁内関係課での打ち合わせを経まして検討された結果についてでございます。方針といたしましては、健康関連の部署との連携を図り、打ち合わせを持ち、最大限の情報共有に努めるため、今後は新たな健康管理対策会議といたしまして、情報交換の強化、それから、今後放射能問題は除染から健康問題にシフトしていくことも想定に入れまして、新たな健康管理対策会議の構成といたしまして、これまでの健康福祉本部企画管理室、保健福祉課、人事課医務室の3課に新たに放射能対策課、子育て支援課、保育課、保健体育課の4課を加えまして、放射能対策課を事務局とするということを予定しております。こちらは報告でございます。

続きまして、資料4-1、住宅除染の受付期間の延長につきましては、先ほど低減

対策会議のほうで説明させていただきましたので、省略させていただきます。

資料4-2でございます。東京電力株式会社に対する損害賠償請求につきましての追加の経過報告でございます。7月31日までの状況につきましては、8月10日の本協議会において報告させていただきました。その下、それ以降の状況についてでございますが、8月21日に参考資料としてつけさせていただいております要求書を松戸市長から東京電力に対して要求しております。内容といたしましては、7月31日までの回答について具体性を欠いたことから、さらに具体的に表明するよという内容でございます。

これに対しまして、9月4日に、次の参考資料でございますが、東京電力より回答がありました。回答内容といたしまして、まず、1番の「放射能対策に要した費用の請求について」の中段、これまで下水道、水道事業に加え、新たに一般廃棄物処理事業、それから、し尿処理事業について、9月から請求を始めるということが明記されました。さらにその下、焼却灰について、これにより約1億1,000万円が請求になると考えておりますということが明記されました。その後の連絡で、側溝汚泥についてもこの廃棄物対策事業で請求の対象ということの連絡がありましたので、さらに追加で約5,000万円、計1億6,000万円、今度の制度改正により、請求が可能になるということでございます。下から3行目、そのほかに、今年中を目途に今後のスケジュールを示したいということが明記されました。

続きまして、次のページでございますが、責任の明記ということで、松戸市民に対して風評被害、ごみ焼却による放射線量の高い焼却灰の置き場や除染対策などについての多大なる御迷惑ということで責任の明記があった、それから、謝罪の気持ちをわかりやすく示すことということで、(2)の2行目、コールセンターを開設、それから、その下、風評被害による賠償請求説明会などということで行動の明記がありましたので、こちらの文書については、ひとまず受領したというところでございます。

【質 疑】

宇津野史行議員

まず、除染の関係で、いただいた資料の1-2なんですが、大きな2の(2)、ちょっと数字が多くてわかりづらいんですけど、子ども関係の施設のうち保育所及び学校施設は平成24年9月初旬までに除染作業をおおむね終了したというふうに御説明をいただきました。おおむねというのはどういうことかということ、例えば私立学校で一部まだのところがあるけれどもという意味で、おおむねだという話でした。御説明では、主に子供の活動する場所について除染をしたというような御説明がありましたが、これは、放射能総合計画ないし放射能除染実施計画の従来定めていた除染範囲からすると、非常に限定的なもののような印象を受けます。例えば放射能総合計画19ページなんですが、もしあったら見ていただきたいと思うんですけど、というか、私持っていないんですけど、そこに学校の除染について、小学校以下の施設の除染に

ついて、敷地内全ての空間放射線量が0.23マイクロシーベルト未満となるようにというふうに定めてあったはずなんです。私は、これはすごいなど。平均ではなく、どこを測っても0.23マイクロシーベルト以下なんだというような印象で、しかも、敷地内全てと書いてあるんですよ。ということは、今おっしゃっていた説明では、子供の活動する場所を0.23マイクロシーベルトにしたんだよとなれば、既にこの総合計画に書かれていること、私がすごいなどと思ったこととは違った目標を立てて、それが大体おおむね終わったんだというような説明になっていると思うんですね。こちら辺についてちょっと、一体どういう経緯で全てじゃなくなってしまったのかを御説明いただきたいと思います。

それから、ずっと飛びまして資料3-1です。これは議題でいうと(3)になりますね。健康管理対策会議の組織体制について、私、提案をさせていただいたものから、対応いただいてありがとうございます。この「新たな健康管理対策会議」というところで、「今後」というふうな部分なんです、御説明にあったのかもしれませんが、今後というのはいつからの話なのかなというところが一つです。

それから、先ほど放射能対策課長から、今後の放射能対策というのは健康管理に移っていくと。その中で体制を強化するんだみたいな、そんなお話があったかと思うんですけれども、今の放射能対策課の位置づけとして、私は、当初、放射能対策について全体をやるのかなと思ったら、主に除染を中心にやっていたかなと思われるんですね。そうすると、今後健康管理中心に移っていくんだという課長がおっしゃったようなことというのは、これから放射能対策課として、今後は健康管理のほうに課としての力点を移していくという意味でおっしゃったのかということをお聞かせいただきたいなというふうに思っています。つまり、除染に関していえば、頑張っていたいただいたおかげで、システムとして動き始めていると思うんです。ですから、ある意味除染というのは、今のシステムの中で進めていけばいいかなと。しかし、健康管理といったもので総合的に見た場合、除染のように総合的に考えた場合、しっかりと体制を整えて、放射能対策課を今度放射能健康対策課ぐらいに、名前を心の中で変えるぐらい健康管理体制をやっていくんだということなのかなということをお聞かせいただきたいんです。二つですね。

放射能対策課長

すみません、除染の1点目の御質問なんです、まず、9月上旬までに終わったというのは、公立の学校、保育所、民間の保育所、幼稚園までの活動空間について、まず終わりました。その後、計画につきましては、子ども関係施設については、計画では敷地内全てということをおうたっておりますので、活動空間以外のその他の、子ども関係施設で活動空間以外の場所につきましては、まだ除染継続中でございます。今年度内に子ども関係施設については全ての空間で0.23マイクロシーベルト以下に下げるということを目標に、まだ継続中でございます。ひとまずは、子供の活動空間については終了したということでございます。それ以外に、ここまでは公表もしたわけな

んですが、私立の学校につきましては、今までの公表では説明はしておりません。本日、説明させていただいているわけなんです、2校のうち聖徳小中学校につきましては終わったわけなんです、専修大学松戸高校がまだ途中でございます。こちら、人工芝の事情などもございまして、現在まだ途中であるということなんです、こちらにつきましては2分の1ということで、それで、本日の説明では、おおむね終了という説明をさせていただきました。ですから、子ども関係施設については、計画でも敷地内全てをやると。それで、それについては今年度内に終了するという予定でございます。

環境担当部長

放射能対策課の位置づけでございます。前回、宇津野議員から健康会議のほうの構成員がおかしいんじゃないかということで、そのとき私、全体的な放射能対策協議会、市のほうの、見直しまで図りたいと申しました。その中で、確かに除染にしろ、放射線量の測定にしろ、全て健康というものに集約されてくるだろうと。そういったことでは、放射能対策課というのは、そういった健康的な専門的な分野の人も入ってもらって、そういった評価ができるような組織にすべきだろうと考えております。それにつきましては、今すぐというわけにはいきませんので、そういった私どもの考え、これを放射能対策協議会、市のほうの協議会のほうに諮りまして、今後、それなりの措置と。あと、放射能対策課が今環境担当部内でございます。その位置づけについてももう少し検討した方がいいんじゃないかという、そういう問題提起を市の内部のほうにさせていただいていますので、もうしばらく検討させていただきたいと思っております。

宇津野史行議員

まず、子供の施設に関してはわかりました。私はてっきり敷地内全てを8月末までにやるのかなと思ったんですけど、本当はやりたかったんだけど間に合わなかったという感じなのかどうなのかわかりませんが、ただ、おおむね終了と言っていたものですから、終わっちゃうのかなと思ったんですけど、そういうものじゃないんだということが理解できたので、それは了解をいたしました。今年度中ということですね。

それから、放射能対策の協議会の構成についてですが、ちょっと課のほうの話を今部長からいただいて、放射能対策課のほうにも健康に関係する専門の人にも入ってもらってみたい話があって、それは、これから放射能対策課が組織として健康の問題に取り組むための体制をとるんだというふうなあらわれかなというふうに思っているんですが、一つ御答弁いただけなかったのは、対策課ではなく、対策協議会が始まるのはいつからというのは、お話を聞いていません。

環境担当部長

すみません。答弁が漏れました。この新しいメンバーに参加していただく、もう協議は済んでいます。その協議の中でも、今やっていること、その情報交換はしていま

すので、もう既に情報交換の体制はでき上がっていると。あと、正式に事務局会議が開かれるときには、次回からは必ずこのメンバーに入ってください、そういった約束もできております。

宇津野史行議員

そうしますと、先ほど部長が続けてお答えいただいたんですが、組織改編が今行われ、例えば環境の部門に放射能対策課が入っていていいのかという話がありましたけど、私はやっぱり、どうしても環境の部門に入ると、環境整備というところで、除染とかというところにシフトが置かれるのは当然のことかなと思っていて、その環境のところにあるというそのものを見直していかなきゃいけないんじゃないだろうかという話が今部長のほうからありましたけど、私も本当にそのとおりでと思っています。ですから、今後市のほうで、部長にしても、放射能対策課長にしても、健康管理にこういった対策が移っていくんだという話で意気込みを語られたわけですから、これは大いに期待したいし、そのとおりでと思っています。

一方で、放射能対策協議会のほうが次回からこうしたメンバーになっていくだろうということなんですが、じゃあ、次回はいつぐらいに開く予定なのか。これはなぜかという、もう新年度の予算の調整が始まっているわけで、ある意味で、じゃあ、新年度からこの放射能対策協議会ないし放射能対策課が健康管理の体制にもう年度当初から走り出すんだというようなことであるならば、じゃあどういう課題があるのか、どういうことをやっていけばいいのか、どういう健康問題で予算を組んで来年度から始めていこうかというような議論というのを始めないと、例えば4月から健康管理にシフトしますよといっても予算がないという話になっちゃうじゃないですか。このあたりはどう見越しているのかなというふうなことを、お聞きしたかったんです。

環境担当部長

お答えが細切れになって申しわけございません。

まず、放射能対策協議会、市のほうですけど、協議会という本体がございまして、その下に事務局を中心とした四つの会議を、検討のための会議を設けています。今、私申しましたのは、その職員の会議のほうの開催でございます。それにつきましては、確かに議員御指摘のとおり予算も絡むものですので、特に放射能対策課と協議しまして、早急に開くように段取りをとりたいと思います。

具体的にまだ日にちは決まっていませんので、申しわけございません。

鈴木大介議員

すみません。1点だけ、先ほどの宇津野議員のお話で、ちょっとびっくりしたので、質疑したいんですけど、恐らく放射能対策課長のお話だと、最初学校施設はほぼ終わったという話から、年内を目標にとちょっと話が変わっちゃったのかなと。計画によると、恐らく学校施設に関しては平成24年度の8月末目標ですよね。で、ほぼ終わ

られたという回答をいただいた上で、宇津野議員がおっしゃられたとおり、計画だと敷地内の、関係施設及び学校施設について、「敷地内全ての空間放射線量が地表面から50cmの」という形で、「全て」という形で確かに目標では記載されているんですね。僕、最初の放射能対策課長がおっしゃられて、とらえたのは、その下の19ページの目標なんですけど、「子ども関係施設及び学校施設において除染等の措置に取り組むにあたり、自然要因等による空間放射線量を継続的に監視し、基準を超えた場合は、原則として…（中略）…繰り返し除染を行います」というのも目標に記載されているので、恐らく目標の(2)の①の学校についてはほぼ終わった上で、その目標内に記載されている継続的に監視していく意味で、一応目標は終わっているのかなととらえたんですけど、改めて確認なんですけど、結局終わっていないんですか、目標どおり。年内をめどなのか、それとも、ある程度計画どおり終わって、その後継続的に監視していく、どっちが正しいのかだけちょっと確認をお願いします。

放射能対策課長

目標は、確かに8月末までに子ども関係施設については全ての敷地ということですので、目標は終わってはおりません。目標はあくまでも全ての敷地内ということですので、まだもう少しかかる、目標達成にはもう少しかかるということですので。先日の発表につきましては、空間線量、子供の活動空間については終わりましたという発表をまずはさせていただいたというところでございます。

二階堂剛議員

4点ほどお聞きしたいんですけれども、一つは、資料2-1の除染の空間線量の途中検証ということで先ほど話がありましたけれども、除染前と除染後の数値が出ていますけれども、その後も、下がったといえども、どういうふうになるか経過を見ていく必要があると思うんですけど、その辺については、定期的に測定をしていかれるのかどうかということの一つと、それから、先ほど資料2-3の民有地の関係なんですけれども、広報に掲載し、受付期間を11月30日まで延ばすという話がありましたけれども、現状で1万2,000件ぐらいの申し込みがあって、8月9日から測定を開始して、9月14日まで現在で測定件数が829件というふうになっていますけど、これは、単純にこの数字だけを全部ここだけの現時点で測定をしていくと、約15か月ぐらい、全部終わるのにかかる、これからまた増えればかかると思うんですけど、当初の件数の見込みと、それから、これたしか業者委託でやっていると思うんですけど、その辺の想定がどういうふうに使われていたのか。例えば15か月先になっちゃうと、申し込んだほうもいつやってくれるんだという話は当然あると思うし、その辺の通知がどういうふうに使われているのかわかりませんが、そういう現状についてどういふふうに対応されているのか。本当でいえば、もっと早くですね、測定だけでもどんどん進めて、そして、具体的に、この件数でいくと829件のうち除染の対象が297件ですから、3分の1強が必要になっているというふうになりますから、その辺

でやっぱり心配する市民の方も多と思うんですけど、その辺の対応についてどういうふうにしようとしているのかについてちょっとお聞きしたいと思います。

それから、先ほどの健診の関係の報告、保健福祉課だから資料2-5、これで、1歳6か月健診と3歳児健診ということでの報告がありましたけど、素早くそれぞれ健診のときに放射能の影響で、不安がどうですかということもすごく丁寧に聞かれていて、ありがたいというふうに感謝しているんですけども、先ほどこれから健康にシフトしていくということからすると、当然小学校のほうの定期健診、各学年で毎年1回やられていると思うんですけども、その辺のリンクというか、どんなふうに考えていらっしゃるのか。これから多分この協議会に入る、新しく保健体育課も入ってくるというお話ですけど、そういう情報を共有するということと、具体的に1歳6か月・3歳児健診でしたことがやっぱり小学校へ上がっても、定期的に健診していかないと、子供のやっぱりこれから低線量被ばくかなりの影響がどういうふうに出てくるかというのは全然わからない状況にあると思うので、その辺について、今日多分保健体育課は来ていないと思うんですけど、今後こういうところにも保健体育課が来るのかどうかも含めて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

もう一点、剪定枝の関係で、資料の2-4ですか、現状の剪定枝については年度内にゼロになるということですけど、当然これからまた落ち葉の問題とかいろいろ出てくると思うんですけど、そうなると、昨年やったように、出す日にちをまた決めて具体的にやっていかれるのかどうかも含めて、どういうふうに考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

以上4点です。

放射能対策課長

まず、今後の継続測定についてですが、こちら継続して測定は行っていきます。定点測定につきましては、環境保全課のほうで継続して行っていきます。各施設につきましては、各学校、保育所、公立保育所などにつきましても、こちらは各施設で機械を持っていますので、こちらにつきましても各施設で継続して行って、線量を把握していきます。

それから、住宅の測定についてですが、こちらは、少しずつペースも上がっているわけですが、班体制を増やして、11月末までに受け付けた分につきましては、1月末をめどに測定を終わらせる予定であります。それから、転入者につきましては2月28日まで受け付けを行っておりますので、こちらにつきましては、年度末までに測定を終わらせるという予定でございます。

あと、協議会の関係、保健体育課、こういった協議会にも来ていただけるのかということなどございますが、この議会協議会につきましては、私ども協議会事務局のほうで必要と考えられる部署について声かけをしております。ですから、そのとき保健体育課の、例えば、本日は来ておりませんが、説明が必要と判断した場合は、当然声かけするという、その辺は臨機応変に対応していきたいと考えております。

環境計画課長

剪定枝、年度内にゼロになると先ほど御報告しましたけれども、この辺で、今までどおり分別して出すのかという質問かと思うんですが、ちょっと全体的なお話をさせていただきますと、これから10月、11月には、やはりどうしても落ち葉等で剪定枝等が増えてまいります。去年の数字で言いますと、去年の10月が837トン、11月が591トンと。これがピークの時期だったわけですが、その後減っているということで、先ほどの2-4のデータを見ていただければおわかりになりますが、最大保管量、去年の12月3日に記録しているんですね。これが2,361トンと。それが4か月間、24年3月31日で約1,000トン減っているというようなことで考えておりますので、今後、先ほど申しました837トンですとか591トン出て、仮にそのときクリーンセンターで燃やせないとしても、4か月で1,000トン減っているという去年の状況から見て、今年度、今644トンですので、多少増えたとしてもゼロになるだろうということでは考えているんですね。ただ、まだ剪定枝等についてはどうなるかわからないということがありますので、市民の方には今までどおり、もうしばらく分別をお願いしたいということで考えております。増えてくる時期でもあるということもありまして、もうしばらくお願いしたいと考えております。

二階堂剛議員

わかりました。ありがとうございました。

最初の継続的に今後も測定していくということなので、ぜひそれはお願いしたいと思いますし、問題は民有地の関係ですよ。これからまた件数が増えるかもしれませんので、やっぱり何人かからもいつ頃になるのかと結構聞かれることもあるものですから、できるだけやっぱり、多分当初の見込みを上回って申し込みが殺到されたのかなとも思うんですけど、そういう意味で、班体制でもう少し増やすというお話でありますけれども、できるだけやっぱり迅速に対応していただいて、除染も含めて、ぜひこれはやっていただきたいと思います。

それから、新しく体制の中で健康に関連する課が入るような形になるということなので、ぜひ必要に応じてということよりも、これから、さっき除染から健康にシフトしていくというふうにお話があったように、継続してこれから内部被ばくの問題というのは月が経てば経つほどいろんな形で不安が出てくると思いますので、ぜひ必要に応じてということよりも毎回出席をしていただいて、それぞれの、報告の中身で違うというのであれば別ですけども、できるだけこれからそういう健康の問題がやっぱり中心になっていくと考えるならば、ぜひ参加していただいて、先ほど就学前については1歳半と3歳ということで今やられているわけですから、今度就学の、小学校に上がった段階からもやっぱり継続してそういう検査はしていただきたいと思いますので、ぜひ参加をお願いしたいと思います。

山中啓之議員

御丁寧な説明、ありがとうございました。いろいろと対応してくださったようで、わかりやすかったです。特に資料1-1から2-1ぐらいまでの平成23年のまとめ及び24年度、ここまでの報告は大変細かくて非常にわかりやすかったですので、こういったことは、実績と含めてまた今後も報告していただけるとありがたいです。

幾つか質問なんですけれども、以前、たしか末松議員だったかがおっしゃっていたのは、市民に対する公表でどうするのかというところだと思うんですけれども、号外を出されたり、いろいろと7月もされていらっしゃいますけど、1回、放射能対策協議会を開いて、逐一報告いただく中に、東電への賠償を行い、一度回答を拒否して、さらに今回受領したということですけど、今後の市民への公表について、小さく何%完了というのは日々出ると思うんですけれども、大きく完了というんですかね、例えば公共施設は終了というような、新聞で出るような大きな節目として、どうやって公表し、どの時期を次の節目と考えていらっしゃるのかを教えてください。12月、年末なのか、年度末なのか、それにかかわらない、特に決めていないのか。見込みがあれば大きな、広報に載せるとか特集を出すとかですね、細かいものでなくて、まとまった単位でどこまで節目だと考えていらっしゃるのかを教えてください。これが1点目の質問です。

2点目が、資料2-3で、今、二階堂議員からもちょっとあった質問かなと。ごめんなさい、違うな。2-3の質問で、裏のほうの(2)のところ、子どもの遊び場が26.6%終了して、スポーツ施設なんかほとんどやっていなくて、16.7%ですよ。以前までの委員会などでも私再三お伺いしているんですけれども、どのような基準で優先順位をつけるのかといったところ、御答弁では、やはりお子さんが、乳児、幼児が優先というのは、大原則はわかっているんですけれども、これ見ると、公園が全部終わっていないけれども、スポーツ施設も着工していたりしていますよね。事情が違いますよね。絶対的に子供が多いところを優先しているというわけではなさそうです。とお見受けしますが、じゃあ、どういう単位でやっていらっしゃるんですかと聞いたら、ブロックごとにある程度字ごととかでやっていらっしゃるとおっしゃったんですけれども、そこら辺の問い合わせで最近ちょくちょく来ているのが、うちまだなのとか、隣のところは終わったのに、何でそこはやっていないのとか、そういう問い合わせがぽつぽつ来ているんですが、特に子どもの遊び場、スポーツ施設、どんどんシフトしていかれると思うんですけれども、この辺の大まかなスケジュールというのは事前に公表されないものなんでしょうか。されていて、私が知らないだけだったらごめんなさい。町会長や自治会長にもう言っているわよというのでしたら、ごめんなさい。できれば市民の問い合わせが少なくなるように、わかったら、たとえ1週間、2週間前でも、ホームページなんかで出していただけるとありがたいんですが。という質問が2点目です。

3点目が、資料2-4の放射能の焼却灰及び剪定枝なんですけれども、これは、今、二階堂議員の質問にもちょっと関連するんですけれども、特に飛灰ですね。まだ1万

3, 1 4 0 ベクレルと大変高い数値でして、今の御答弁では、大分減ってくるからゼロになるというようなお話がありましたけれども、私これがちょっと疑問でして、農家の方とお話をしたり、前回の坪倉先生のお話もちょうとプレで議員の被災者の一人としてお伺いするに、やっぱり来年はどうなるかわからないんですよね。土にしみ込んでいる分だとか、畑だとか、農産物、要は何が起こるかわからないんですよね。その中で、私はどちらかという、ある程度は減ってきていますけど、歩どまりというのか何というのか、関数でいうと、Y軸を放射線量としてXを日数だとすると、YイコールX分のAのような放物線をかかと思っていまして、この1年間で何万減ったというのはわかるんですけど、前回の報告は7月23日ですか、いただいた資料を見ますと、同じような、今日でいう資料2のような資料の最新バージョンが7月3日の段階で1万7,000ベクレルなんですよ。ですから、この1年では3万落ちていますが、この3か月だけ見ると、4,000ベクレルしか落ちていないんですよ。ということは、ここからはじりじりとしか落ちないんじゃないかなんかと思っているんですね。つまり、8,000ベクレルに行くには、もうちょっと時間がかかるんじゃないかなんかと素人考えながら思っているんです。玄人の皆さんはいかがお考えになりますでしょうか。特に飛灰。その減り方を、もっと言うと、我々数か月に1回の放射能対策協議会のここでしか知れないので、できれば減り方を棒グラフというか、点グラフみたいにしてお示しいただけないでしょうかね、1か月置きぐらいに測っていらっしゃる平均値を。もっと言うと、まずそれが1個要望なんですけれども、もう1個は、ほかの市、柏市ですとか我孫子市ですとか流山市ですとか、いわゆる我々と同じような状況の市を、これから手賀沼に入れようとしている、2-4の2枚目の資料で、反対もあるようですが10月末から開始がされるとのことですので、このいただいた資料からでは、現状の保管量しかわからないんですよ。ですから、増え方というか、放射能の減り方がわからないので、我々がどれぐらい入れられるのかというのもまだわからないですよ。これに影響してくる話だと思いますので、できれば柏市、流山市、我孫子市だとかがどれぐらいの速さで減っているのか、それともあまり減っていないのか、傾向とか、つかんでいらっしゃったら教えてください。つかんでいなければ、つかんでいただけませんかという質問に変えさせていただきます。

3点目ですけれども、またこの問題なんですけれども、最終処分場とか搬入先のお話で、ちょっと新聞で見たんですけれども、秋田県の小坂市との話し合い、復活された、復活したいということでしたけど、もうあれはうまくいったんではたっけ。また、ほかのところにも影響出てないですか。ちょっとこの最新の近況、交渉を開始されて、また契約していただけるのかどうか、あるいはほかに搬路を探しているのか、松戸市のスタイルと併せて事実を教えてください。

放射能対策課長

まず、1点目の除染の関係なんですけど、進捗の報告は随時させていただくことを考えております。ホームページ等でお知らせして、今月の広報まつど15日号にある程

度まとまった報告をさせていただく予定です。

それで、完了の見込み、節目をどのように考えているかということですが、まず、今年度につきましては、予定しているのが子ども関係施設、それから、住宅につきましては今年度完了させることを予定して進めております。ですから、まずは子ども関係施設の終了、住宅の終了、一つの節目だと考えております。その後、住宅以外の民間施設につきましては、来年度予定ということは今考えているところでございます。

それから、優先順位でございますが、子ども関係施設は、計画でもありますとおり8月末ということを目標に掲げております。ということで、それで、子ども関係施設のうち、まず最優先と考えているのが子供が常駐する施設、要は子供を預かる施設というのを最優先で考えております。

山中啓之議員

基本的概念は理解しているつもりです。具体的にどこをやるのかというスケジュールについては。

放射能対策課長

子供を預かる施設、ですから、今、最優先で進めているのが放課後児童クラブ、障害福祉施設、これを今進捗中でありまして。こちらは、11月末までには終わらせる予定で今進めております。

それから、やる予定施設の周知ということですが、こちらは、特に周知、計画で8月末とうたっているわけなんです、具体的には、それ以上の周知というのは、今は予定はしておりません。ということで、進捗を適宜報告していくということを予定しております。

環境計画課長

質問が何点かあったと思うんですが、まず、先ほど二階堂議員にお答えしたのは、日暮クリーンセンターにたまっている剪定枝が年度末にはゼロになるということで見込んでいますということでお話ししたものだんですね。ですから、灰のベクレル、特に今最新のもので1万3,000ベクレルという数字ですね。当初たしか4万7,400ベクレルということで少しずつ減ってはおりますが、実は、去年の11月の末までは剪定枝を全く燃やさない状態でいて、少しずつ下がってきていたと。その後、やはり日暮が、先ほど申しましたように2,300トン、ピークになったということで、これは燃やさないとどうにもならないということで、実は、そこから燃やし出しています。ですから、その結果として、ベクレルが下がりにくくなっていると。飛灰のベクレルがですね。やはり燃やす量を調整しながら、うまくベクレルもはね上がらない、また、8,000ベクレルを下回っちゃうと困っちゃうという部分が実はありまして、コントロールしているわけじゃないんですが……（「8,000ベクレルを上回ったでしょ

う」と呼ぶ者あり) 8,000ベクレルを上回っている状態でずっとトレンドしているわけなんですね。これは、ただ、8,000ベクレルを超えるといっても、例えば10万ベクレルとか、それまでいっちゃ困りますので、その管理をしながら、計画的に剪定枝を少しずつ燃やしているということで、先ほど4か月で1,000トン近く減ったということをお話ししましたけれども、これは計画的に1万ないし2万、あるいは3万までいかない状態で、うまく量を燃やしながら、管理しながら減らしてきたという状況でございます。ゼロになるというか、グラフのお話ですと、事務局としてはデータを持っていますので、何らかの形でその変化をお示しできるようにしたいと考えております。

あと、手賀沼の話で、ちょっとお答えになるかどうかわからないんですけど、2,500トンということ、10月の末か、あるいは遅くとも11月の初めにはという状況ではあります。ただ、県の条件が、今出されているのは非公式かもしれませんが、8,000ベクレルを超えるものということと、新たに発生するものという条件が今のところついてます。新たに発生するものということだと考えると、実は、8,000ベクレルを超えないとだめだということ、先ほどのお配りしてある資料の一番後ろに、8月末現在の各市の灰の保管量、2-4の最後のところです。これをお示ししてあると思うんですね。松戸市は、焼却灰ってこれ飛灰ですけども、この時点で480トンと。柏市も2,821トンということで、これは8,000ベクレル超えているんですけども、その下で、流山市ですとか我孫子市、我孫子市については全て8,000ベクレルを下回っているという状況です。ですから、これらを今後どうするのかと。我孫子市につくる施設について、我孫子市の灰については今613トンとありますけれども、これは、全て8,000ベクレルを下回っている灰です。これらが国の指定廃棄物にならないという実は問題がありまして、手賀沼に入れられるのかどうかというのも、今後の実はシビアな協議になってまいります。この辺それぞれの意向等もありますし、松戸市も、先ほど申しましたように、もう500トンを超えているという中で可能な限り入れたいということなので、各市の状況等、あと県との調整で何とか解決していきたいと考えているところでございます。

秋田については、再開するというところで新聞等でもありましたが、松戸市については事情が事情ですので、もし入れられるとしても、一番最後になるだろうと。まだ協議までも全くいっていない状況でございます。

山中啓之議員

まず、放射能対策課のほうなんですけれども、公園とかスポーツ施設は、隣のA施設がやっているけど、うちのBはいつやるのと言われた場合、わかりませんし、教えてもらえませんかというお答えをするしかないということですね。自分家の前の施設がいつやるのかというのが決まっても、教えてくれないという運用でよろしいですね。やったらやったとわかるという状況というふうに答えて、市民から問い合わせがある場合、現実にあるんですけども、答えるしかない状況だという市はスタンスを固持

していますということによろしいですねという確認が1点です。

もう1個なんですけれども、クリーンセンターのほうでして、私が聞いていることとちょっとずれていて、聞き方が悪くてすみません。減り方のグラフみたいな傾向というのは、じゃあ、いただけるということによろしいですね。時系列で、今、いただけるのをちょっと。じゃあ、後で下さい。要は、何を何トン入れたらベクレルがどれぐらい増えるかという目安を知りたいんですよ。それをもって市のスタンスというか、作戦といいますか、そこら辺がわかると思うんですね。今おっしゃった、相当注意されておっしゃっていると思うんですけど、調整とまではできませんが、計画的にとかおっしゃったので、私混乱したんですけれども、一体市は何をやろうとしているのかなと思うんです。もし松戸市だけのことを考えるならば、今から剪定枝一切入れずに、手賀沼ができた瞬間から一気に燃やしてしまっって、3万でも、4万でも、ベクレルが高いものをぽんぽんほうり込めばいいという発想をする人がいるかもしれません。松戸市はいかがでしょうか。8,000ベクレルをぎりぎり下回る、上回る、そこら辺一番扱いとしては微妙だというか、コンセプトが見えないんですね。今何やっているんですかということところです。何をやっているのかというのは、物理的に何をやっているのかということか、何をしようとしてされているんでしょうか。調整まではできなくても、計画的にというお言葉を使われたので、どんな計画や作戦というか、目標があるんでしょうか。なるべくそれを数値をもって教えてください。燃やせるだけ燃やして、後からがっと思っていくという考えもできなくはないですよ。誤解しないでいただきたい、私が勧めているわけではないんですけれども、松戸市のことだけを考えるんだったら、皆さんが。そういう検討も出てくるのかなと思ったんですけど、一切そういう感じもなかったんですけれども、でも、計画的に何かやっらっしゃるということだったので、ちょっと詳しく教えてください。

あと、もう一つ、これ全くお答えなかったんですけど、周りの状況、いただいている資料からわからないので、周りの減り方というのを押さえていますか。要は、松戸市の今見せていただいたグラフのような資料で、ほかのところも何トン燃やしたらどれぐらい減ったよという。焼却炉の性能だとかいろいろあると思うんですよ。タイミングとか回収状況も違いますでしょうし。そこら辺がわかれば、事実として把握されているんでしょうか。いなければ、把握されるおつもりはありますか。把握されていらっしゃるんでしたら、後から資料をいただくと大変ありがたいですけれども。そこら辺踏まえてお考えをいま一度御答弁ください。

放射能対策課長

まず、1点目の御質問の具体的な施設の除染予定についてでございますが、現在のところは公表は予定していないので、関係課に個別に問い合わせさせていただきたいのですが、ただいまの意見を踏まえまして、今後については、予定の公表について関係課と協議したいと思っております。

クリーンセンター所長

焼却灰の関係、燃やしている関係で御答弁させていただきます。

要するに8,000ベクレルを超えているものについては指定廃棄物になりますので、今現在の同じ扱いです。8,000ベクレル以下は、最終処分場に持っていけますが、今、最終処分場は、8,000ベクレルから4,000ベクレルの間は受け取ってくれません。柏市のほうでどのようにしているかという状況で聞いているところは、柏市のほうも、流山市のほうも、剪定枝をゼロにして燃やさないという形をとっていらっしゃるって、下がっていると。ですから、流山市は当然全然燃やしていない、北部の柏市のほうは、北部では燃やしているけど、南部では燃やしていないとか、ちょっとそちらどっちか、ちょっと間違っていたらごめんなさい。そういう形で、とにかく剪定枝をためている状況が松戸市よりも、だから、流山市とか柏市とかのほうが多いという形になっております。どこの市も、要するに8,000ベクレル以上も置かなきゃいけない、8,000ベクレルから4,000ベクレルの間も置かなきゃいけない、8,000ベクレルから4,000ベクレルの間は、自分のところにずっと置かなきゃいけないというのが可能性が高い、8,000ベクレルから上だと、最終処分場に3年以降であれば多分持っていけるだろうという感覚もありながらの計画としかちょっと言いようがないんですが。

山中啓之議員

何を目指しているんですか。どこを減らして、どこを増やしたいとかありますか。

クリーンセンター所長

先ほどのトン数が減るとというのは、燃やしたらどのぐらい上がるかというのも、その日、その日によって、剪定枝の放射能の量も毎日測って、剪定枝を持ってきているほうも、2,400ベクレルから大体500ベクレルぐらいの間というのは前に1回調べたことありますけど、最近はちょっとすみません、調べていませんが。それぐらいの程度なんですけど、そのものを燃やしても、同じぐらいのレベルまで上がるのかどうかというのが、何トン燃やしたら上がるかというのまでもまだ見えていないところでございます、ここは。

山中啓之議員

わからないけど、何トンか燃やしているわけでしょう。何トン燃やすってだれがどういう根拠で決めているんですかと聞いているんです。

環境担当部長

この剪定枝の関係は、私が環境計画課長時代にいろいろ考えました。その中で、まず一つが和名ヶ谷クリーンセンター。和名ヶ谷クリーンセンターは、幸い今飛灰のほうでも大体3,000ベクレルを切っている状態です。剪定枝を燃やすことでそれが

4,000ベクレルを超してしまって、民間最終処分場が引き取らなくなる、それだけは絶対避けたいということで、まずは、できれば和名ヶ谷クリーンセンターでは剪定枝は燃やさない方向で当初考えておりました。ただし、そうすると剪定枝がどんどん増えてしまいますので、和名ヶ谷クリーンセンターでもぎりぎり安全に、大体目安として飛灰が3,000ベクレルを超えない範囲で剪定枝の量を計量して持って行って燃やす、それを計画的焼却と申し上げております。まず、これが和名ヶ谷クリーンセンターです。

次にクリーンセンター。クリーンセンターは、剪定枝を一切カットしても8,000ベクレル切りません。そうなりますと、燃やせるだけ燃やしたほうが本当は日暮、要するに剪定枝の保管にとってはいいだろうと。ただし、それでも例えば3万ベクレルを超した場合、働く方の健康とか、そういったもので、できれば3万ベクレルは超したくないという内部的な見方をとらせていただいています。それで、飛灰が3万ベクレルを超さないと、クリーンセンターの場合、主灰は、要するに重たいほうの、下に落ちる灰ですね。これは大体2,000ベクレル程度ですので、安心して民間最終処分場に出せると。そういったことで、クリーンセンターにつきましては、飛灰が3万ベクレルを超さない範囲で剪定枝を計量して持って行って燃やしている、それが計画的焼却、それが現在の基準でございます。

山中啓之議員

御丁寧の説明ありがとうございました。

まず、資料2-3の公開スケジュールについて、課長のほうからありがとうございました。公開の協議をされるということでしたので、いろいろ大変だと思いますので、あまりせかしたくはないんですけど、できることならば、もう始まっていることですし、終わろうとしているものに向けて、未来が、希望が見えるようなやり方を公開に向けて実現してほしいわけなんですけど、いろいろと御苦労されていると思いますので、前向きな答弁と受け取ります。ありがとうございました。よろしくお願いします。

今、クリーンセンターのほうなんですけれども、部長の御答弁も非常に丁寧でわかりやすかったです。和名ヶ谷クリーンセンターは3,000ベクレル以下を守りたいとのことでしたよね。すごい共感するところなんですけど、そうすると、今何%とおっしゃいましたっけ。計画の算出式みたいなのがあったっけ。何%くべるとか何トンとか。ごめんなさい。それがまずは1問目で、先に言っちゃいますね、そんなにないので。

2問目が、クリーンセンターは8,000ベクレル切らないから、燃やしたら燃やしたただけ本当は得だけど、3万ベクレルで健康被害を恐れて、その3万ベクレルというのはちょっとよくわからないんですけども、何で決めたのかわからなければ、まだ3万ベクレルといたら、まだ余裕ありますねという発想にちょっとなってしまうんですね。もうちょっと数字で押さえるとですね。3万ベクレルまだまだいかないじゃないですか。そこら辺も算出式とかあるんでしょうか。つかみでやっていらっしゃる

のか、わからないから。それとも、3万目指しているけど、結果として出たのがこれなのか、3万の根拠もわからないので、非常にお答えづらいところでしょうけど、考えを教えてください。

あと、もう一つだけ。2回今再質しているんですけど、3回目の再質ですけど、ほかの市の減り方というのは把握されていますか。ほかの市の減り方。何トン入れて、時系列で。さっき言ったような。それも出せたら。別に今すぐくれと言っているわけではなくて、ちょっと共有したいと思うんですけど、次回までに用意していただけますか。3回目の再質疑です。すみません。声が小さくて届いてないようです。

環境担当部長

これは、和名ヶ谷クリーンセンターで3,000ベクレル、クリーンセンターで3万ベクレルというのは、これは、先ほど申し上げたとおり、どちらかという主灰の経験値に基づいています。主灰のほうは出せているわけですが、今大体3,000ベクレル切っていますので。それが、飛灰が3万ベクレルを超えるようになると、主灰にも影響が出て、主灰の濃度もそれに伴って高くなります。今までそういったことがございまして、それで3万ベクレルというのを一つの目安に、飛灰のほうで考えて設定したものでございます。

あと、もう一つ、濃度なんですけれども、これは剪定枝、幾ら量を測って燃やしても、その剪定枝の発生場所で濃度というのはかなり波打ちます。これは、後ほどまた、毎日簡易ベクレルメーターでデータをとっていますので、そのデータを皆様にお示しできますけど。それで、安全率を考えますと、3万ベクレルに設定しておけば、主灰のほうも間違いなく4,000ベクレル以下になるだろうという、そういう安全の数字としてとらえています。

あと、他市の状況ですけれども、これは、8,000ベクレルを超える灰は、国の言っている指定廃棄物になります。この管理は県のほうでもしていますので、毎週のように県のほうから各市に保管状況、あと、ベクレル数の照会が来ています。それで、県でまとめたデータは市のほうにもフィードバックされますので、データとしては全てそろっていますので、必要に応じて御提供させていただきたいと思えます。

山中啓之議員

わかりました。ありがとうございました。

渡辺美喜子議員

今、剪定枝のほうに話がいったのがまた戻るような形になりますけれども、ちょっと確認させていただきたいんですが、今年度内に全ての活動空間を終了するという話が先ほどありましたけれども、活動空間の位置づけとか、定義づけとか、それをちょっと確認したいと思います。

それと、あとは、継続して測定を行っていくという話がありました。これは、先ほ

どから各データとかということの話が出ていますけれども、施設から、学校とか保育園とか保育所とか幼稚園だとか、そういう施設で共通のいわゆるデータを書く用紙というんですかね、そういうのとかってというのは執行部のほうから配られているんですかね。例えば毎週木曜日には測ってくださいとか、水曜日に測ってくださいとかという決められた用紙があって、それが各施設に配られていて、一月にまとめてこちらにくださいとか、そういった共通したデータの収集とかということのはされているのか、いないのか、今後そういうふうにしていかないと、きちっとしたデータが出てこないのではないのかなと思って、そういう話をさせていただきましたけど。その2点について。

放射能対策課長

まず、活動空間、生活空間の定義でございますが、これは、人が活動するかどうかでございます。ですから、森林などは通常人が入らない地域ということですので、人の生活空間には当てはめておりません。人が入るか入らないかということでございます。通常人が入るかどうかということでございます。

それから、定期的な継続測定の共通フォーマットについてですが、これは、放射能対策課からは、お示ししておりません。各担当課、例えば保育所の管理ですと保育課、学校の管理ですと担当課がございまして、それぞれの担当課にお任せしていると。担当課のほうから指示を出していただいているという状況でございます。それで、現状ホームページでも公開しております、できるだけわかりやすくお示ししているという状況でございます。

渡辺美喜子議員

例えば学校の場合、校庭はみんな天地返しとかしましたね。その周りのジャングルジムだとか鉄棒だとか登り棒だとか、いろいろあるこういう校庭の周りとかに関する除染というのはどういうふうになるんですか。

放射能対策課長

天地返しというのは、廃棄物を出さないということで、ですから、埋設保管ということになりますと、廃棄物というか、除染土壌を出さないという意味合いです。表土除去をして埋設保管ということになりますと、保管という定義になりますので、国への報告なども今後必要となってきます。ということで、あと、保管場所の問題が出てきます。どうしても埋め切れない部分については、どこか保管場所に持っていかなければいけないと。敷地内に保管し切れない場合ですね。天地返し、上と下ひっくり返す天地返しということになりますと、保管には当たりません。ですから、そういう除染土壌の問題も発生しないというメリットがありまして、基本的には、広いところは天地返しを基本としております。そのほか遊具の下などにつきましては、状況に応じまして最適な方法ということで、天地返しができるものであれば天地返し、できない

部分については敷地内の埋設保管をやっているという状況であります。

あと、先ほど活動空間の件でちょっと不足いたしました、通常人が入るかどうかなので、例えば急な斜面などにつきましては、こういうところについても、通常急な斜面などは人は入りませんし、こういうところは土を削るとかえって災害の原因にもなってくるということもありますので、そういうところは除外しております。

渡辺美喜子議員

データの件なんですけれども、それぞれ各担当課に任せてありますということなんです、一つ放射能対策課としてきちっとまとめておくのがいいのかなと思いますので、それは投げかけておきます。

宇津野史行議員

すみません。ちょっと確認したいことが皆さんのお話を聞いていて出たものから、お伺いしたいと思います。

まず一つなんですけれども、どうしても体制のほうにちょっとこだわってしまっていて、伺います。資料3-1です。健康対策会議のほうなんです、まず、確認したいことが1点、先に確認したいことがあります。環境放射線対策会議、食品だとか健康だとか環境放射線だとか、除染はいわゆる環境対策会議なんだと思うんですけど、この中で、現在放射能対策課というのはどういう位置づけで入っているんですか。事務局ですか。

放射能対策課長

対策会議の中では、放射能対策課は、まず、環境放射線低減対策会議の事務局になっております。

宇津野史行議員

ほかの事務局は務めてはない。

放射能対策課長

現在は、ほかの事務局が務めてもいます。庁内の放射能対策協議会、全庁的な。協議会の事務局は放射能対策課でやっております。ですから、協議会事務局と各対策会議につきましては、環境放射線低減対策会議の事務局は、放射能対策課です。

宇津野史行議員

なるほどね。はい。

では、もう一つです。そうしますと、これから健康管理対策会議のほうの事務局も放射能対策課が入るといふふうになるとすると、放射能対策課は除染の対策会議の事務局であったわけですから、それと同じようなかわり方を健康管理対策会議のほう

にもしていくんだよということだと思っんですけど、そうすると、事務局の役割というのはどういう役割なのか。例えば議会事務局の皆さんにいろいろいつもお世話になってはいますが、こういうようなサポートをやっていただけるような方たちなのか、それとも、例えば実際に健康管理といったときに、除染に関しては、方針や方向性を打ち出したり、計画立てたり、進捗管理をしたりとかというのが、除染に関しては放射能対策課がやっていたんですかね。それをちょっと聞きたいんですけど。方針出ししたり、計画立てたり、進捗管理したりというのは、対策課がやっていたのかなと。

環境担当部長

今、宇津野議員がおっしゃったとおりの役割をする予定でございます。予定と申しますか、することになります。ただ、それが機能しているかどうかというと、まだ弱い部分がございます。先ほど渡辺議員の質問にあったとおり、そういうのは放射能対策課が押さえているんですかという質問がありましたけど、まだ押さえ切れていない部分がございます。そういった意味では、事務局の役割というのは、自分が面倒を見る会議の総合調整と情報収集、あと相互の連携、あるいは、例えば灰の関係でいきますと環境計画課が事務局なんですけど、各施設に指示を出す、そのような立場でも動いております。

宇津野史行議員

すみません。一問一答みたいになって申しわけないです。

要は、総合計画をつくったのは放射能対策課が中心になってつくったわけですが、除染が非常に重きを置かれていたと。今後、健康対策の関係についても、例えば計画をつくったり、方針を立てたり、進捗管理をしたりというのを事務局である放射能対策課が中心になって担っていくんだよという、そういう役割を果たすということで事務局なんですか。同じことを聞いているんですけど、さっきと。

環境担当部長

これは、先ほど私、この放射能対策課を預かる担当部署として、そういう必要性があるということで、組織改革に向けて、本当のことを言いますと、案を出しております。それが通るかどうかというのは、一切まだわかりません。通らなかつたらば、多分放射能対策課でそこまでやらせることというのは非常に難しくなるんじゃないかと。そうなりますと、今できることというのは、先ほど申し上げたとおり、担当課の方に参加していただいて、その総合調整をまず放射能対策課にとっていただくところ、それを早急にやらせていただく。そこから先、宇津野議員がおっしゃったような部分につきましては、本来組織レベルでの話になってこようかなと考えております。ということで、今、ここで即答というのは非常に難しいと。

宇津野史行議員

そうしますと、やはり環境部門から放射能問題に対する対策課を、例えばすぐやる課みたいに、すぐやる課というのはどこの本部でもないわけですが、そういう形で一つ特別なものとして置くことで、非常に放射能対策に対する放射能対策課が担う全庁的な役割というのは大きくなっていくので、やっぱりそういった組織改革というのをぜひ図って、本腰を入れていただきたいなというふうに思っておりますし、それが今後必要になってくるだろうなど。除染に限らないところからこれから重きを置いていくわけですからね。それはお願いしたいなと。ここにお願いしてもしょうがないんですけどもね。市長にお願いすべきかなと。

あと、もう一つ、最後なんですけれども、ホールボディーカウンター助成が10月1日から始まったということなんですけど、これをやる前ややった後、例えば市民から問い合わせとかそういうのがあったのか、意見があったのかどうかをお聞かせいただきたい。

保健福祉課長

今の質問は、ホールボディーカウンターに踏み切った……。

宇津野史行議員

やる、やらないという話に対して、市民からどういった形の声があったのか。

保健福祉課長

これは、先ほどもちょっと御説明したんですけれども、実際には、健康対策は放射能の総合計画の位置づけの中で四つの中の一つという形で位置づけられて、対策をしてきたわけですが、そのときにもあったんですけれども、タウンミーティングや、あと、メールとかいろいろそういう中でも、この助成について、健診という大きなくくりの質問もございましたけれども、特段ホールボディーカウンター健診というのも、そう多くはありません。件数としては数件だというふうに受け止めておりますが、事実そういうことがございました。それで、先ほど御説明したように、総合計画をつくる最終的なところで、補足事項という形で、こういったタウンミーティングやパブコメをとったときに出た意見をどうするんだということで、市の放射能対策、これは政策的位置づけで検討するということが掲げられましたので、私ども健康対策といたしまして、健康対策の中でホールボディーカウンター健診に含めましても、以前から課題となっております市でこういった検査、健診をした場合の体制とか管理、こういうものが現実上、今ではできない、こういう課題がございましたので、それに対して助成することによって不安軽減に努められないかということで、助成に踏み切ったということです。

宇津野史行議員

そういう話じゃなくて、やるよという話になった後の話です。例えば市民からどういったところで受けられるんですかとか、賛否だとかの声があったかなと思ってる話です。すみません。言葉足らずでした。

保健福祉課長

今のところまだ話はないんですけども、ただ、数名の方から、どういう機関だということがございましたので、ホームページにも出してありますとおり、都内ですけれども数か所、3件ほどホームページで出してございます。ただし、その3件中2件は、我孫子市と柏市で検査機関を東葛管内でも設置しているという情報までを出して、それで、ホールボディーカウンターの方の費用の助成でございますので、特定した機関ではなくて、そういうところは市で押さえているということで情報公開をしておりますし、また、ホールボディーカウンターは東北方面でもいろいろ医療機関があるようでございますので、そういうところで受けられても助成をする、こういうふうな考えでございます。

宇津野史行議員

ホールボディーカウンター、まだ始まったばかりですので、市民にどれだけ認知されているかというのがありますけれども、既に福島で1人、甲状腺がんの子供が見つかったという話がありました。168人の経過観察のうち1人甲状腺がんが見つかったという話がありました。私も議会質問でやりましたけど、甲状腺エコーをホールボディーカウンターと選択で助成しているというような例もあるので、そういったことも今後健康対策といったときには、ホールボディーカウンターに限らない、放射能のための健康調査であれば、それに対して補助をしていくような形のメニューの拡大というのは必要かなというふうには思っております。

末松裕人議員

1点は、久しぶりにこの協議会が開かれましたので、ある程度時間が経過する中で、市民の皆さんの御心配の様子というか、どういうふうに変化してきているのか、何かちょっと感覚的なあれで申しわけない、率直にその辺何か感じるものがあつたら、様子として教えていただきたいというのが1点です。

それと、もう一点は、民有地の除染の関係なんですけど、本市の場合には、市民の不安に答えるために、まず、1次的には市が行政の責任でそれに対応すると。その次、2次的な段階として、その費用については国なり東電なりに請求をしていく、こういうスタイルというか、構築をされているんだと思うんですね。問題は、その全額、一生懸命請求をしていただいていることに水を差すわけではないんですけど、全額求償というか、確保ができなかったときのリスクというのは、そうすると、多分これは一般財源持ち出しということにもなりかねないのではないかなと、勝手に申し上げます。

そうしたときには、一般財源の投入ですから、他の一般政策と同じように、自分でできることはまず自分でやろうというポリシーをやっぱり通しておくべきだと私は思うんですね。そういうときに、今回は全面的に行政の責任でやっていくという形になっていますが、例えば市民の皆さんが自助について気づきを得られるような工夫というんですかね、こうやれば自分でできるよとか、こうすればいいんだというような、そういうきっかけを与えるような工夫とか、そういった取り組みというのはなされておられますでしょうか。あるいは今申し上げた私の個人的な考え方ですけれども、それについて何か逆に我々はこう考えているんだということがあれば、そういう御意見でも結構です。その辺だけ聞かせてください。

放射能対策課長

まず、1点目の御質問の市民の不安の様子ということなんですが、まず、やはり最初にちょっとわからない状況から始まりましたので、実際はどうなんだろうかと。ホットスポットという話題があるが、実際はどうなんだろうかとということから始まりました。測定を始めて、現状がわかってきて、残念ながら確かに汚染はされているということは、今は認識されていると思います。その後、除染ということに話題が移ってきまして、除染を開始しているところでございます。そして、問い合わせというのがかなり減ってきました。そういう意味で、少しずつ不安は解消されているのかなというふうには認識しております。この後は、やはり除染が進んできましたら、その後、先ほど福島で甲状腺がんの子供が出てきたとか、また新たなことがいろいろとわかってくると思います。今度は、やはり健康問題になっていくのではないかなというふうにご想定しているところでございます。

それから、費用の件なんですが、正直申し上げまして、国と私たちの認識でずれがあるというのは否めないというふうにご認識しております。国の補助メニューにつきまして、非常に補助メニューで落ち切らないというケースは十分想定されます。例えば住宅に関しましては、除草ですとか清掃、これでは落ちないだろうという認識があります。表土除去、天地返しをやりますと、これは下がるんですが、これは国の補助メニューには入っておりません。国の担当部署と直接話もしているわけなんですが、国はあくまでも、これは補助要綱にも記載はあるわけなんですが、補助の基本的な考え方として、必要的、合理的な費用を負担するというを言っております。ですから、逆に考えれば必要以上には出さないんだということなんですが、ただ、国の補助メニューどおりにやるだけでは落ちない、十分には落ち切らないということをご認識しております。これでは私たちの目指している市民の不安を払拭するということは達成されないのではないかなというふうには考えておりますので、これからも国に対しては、補助の改定などについて、近隣市とも連絡をとり合って求めてまいりたいという考えでおります。

あと、正しい知識ということで、健康福祉本部のほうで専門家を呼んで講演会などを積極的に行っておりまして、リスクコミュニケーション、正しい理解をしていただ

いて、過剰な心配、ここは非常に線引きが難しいんですが、正しく怖がるというか、正しい知識でもって不安を解消していこうということを目指しているというところがございます。

末松裕人議員

1点目は、そういう率直な感想というか、見方がおありだということで、恐らく今まで鋭意努力していただいたことがそういった市民生活が落ちつくことに結びついてるんだと思うんです。そのことは率直に感謝を申し上げたいと思います。

2点目は、要は市民の不安を解消するために一生懸命やっただけだということではなく、例えば測定器もまだ貸し出しの要望があるようですけれども、そのときに、ハウツー、こうやれば自分でも簡単な除染はできるとか、例えばそんなものを一緒に添えてお貸しするとか、あるいはちょっとした相談事に対しては指導でフォローアップするとか、何かそんなような取り組みというのが、ごめんなさい、十分存知上げずに思いつきで話していますけれども、やられているような様子はあるんですか。

放射能対策課長

ちょっと説明が不足しておりました。除染の方法などにつきまして、貸し出しのとき手引を配付しております。それから、ホームページでも同じ手引を、福島の方を参考にして作成した手引、除染の手引ですが、これをホームページからもダウンロードして、参考にしていただくようにしております。

(3) その他

田居照康議長

それでは、最後、その他に移りますが、事務局、よろしいですか。

事務局長

それでは、10月4日に東葛6市の正副議長で会議を持ちまして、その場で、柏市の議長から、除染費用の全額補償に関する要望ということで、全市議会の、6市議会の正副議長連名で東京電力に提出したいという御提案がありまして、全会一致で可決されまして、署名まで終わっております。ただ、4日、5日でやっておりますので、その後、6、7、8日は連休ですから、今日発送するというふうには伺っております。内容は、お配りした資料のとおりでございます。

議長散会宣告
午後3時40分